

対象研修は今年度で  
終わるよ。  
計画的に受講してね。



最終年度版

看護職向け

# 「就業・定着奨励金」 ガイドブック

令和6年度版

- ・就業した場合(就業6か月後) **5万円**
- ・就業開始から2年間従事した場合  
さらに **15万円** 支給されます。  
※交付は各1回を限度

## 〈留意事項〉

- ① **令和7年3月**までの対象研修を受講
- ② **令和7年6月**までに再就業・再雇用

東京都ナースプラザが実施する対象研修を受講した上で、  
医療機関や介護施設等へ再就業し、  
一定期間従事した方に対し、就業・定着奨励金を支給いたします。


めざすは  
**最大  
20万円**  
の奨励金



東京都ナースプラザ

〔設置主体〕  東京都

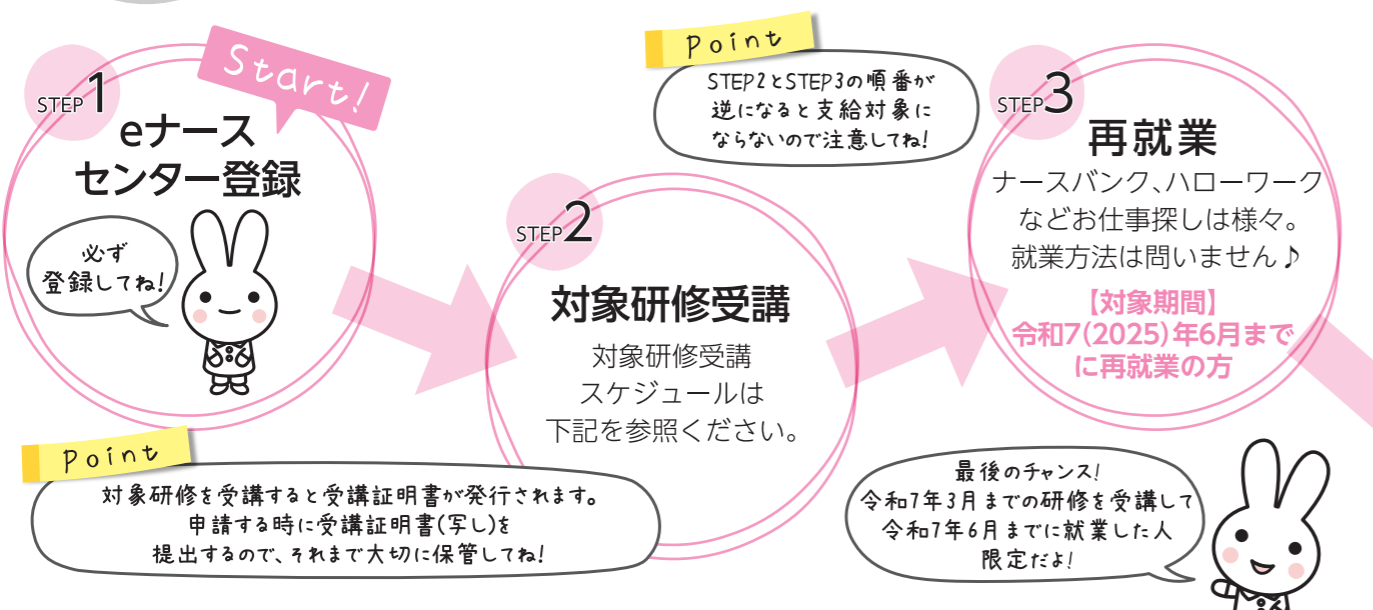
〔運営受託者〕

 公益社団法人  
東京都看護協会  
TOKYO NURSING ASSOCIATION



# 現在離職されている方

対象研修を受講後、再就業すると「就業・定着奨励金」支給の対象になります。



## ●対象研修 各研修の受講対象、申込方法はホームページでご確認ください。

### 再就業支援研修

再就業支援研修の詳細はコチラ→



研修内容	開催日時	応募締切	場所
再就職へのステップ3日間研修 - 技術研修 (採血・点滴静脈内注射等) 含 -	① 5月 8日(水)～ 5月10日(金) 9:30～16:00	4月 8日(月)	東京
	② 8月21日(水)～ 8月23日(金) 9:30～16:00	7月11日(水)	東京
	③ 10月16日(水)～ 10月18日(金) 9:30～16:00	9月 9日(月)	東京
	④ 1月22日(水)～ 1月24日(金) 9:30～16:00	12月 3日(火)	東京
求職者のための採血・点滴静脈内注射の基本	① 6月14日(金) 12:00～16:00	5月 7日(火)	東京
	② 9月13日(金) 12:00～16:00	8月 6日(火)	東京
	③ 11月15日(金) 12:00～16:00	10月 7日(月)	東京
	④ 2月14日(金) 12:00～16:00	1月 6日(月)	東京
求職者のための急変時の看護	3月14日(金) 9:45～12:45	2月 3日(月)	立川
求職者のための経管栄養の基本	12月 4日(水) 9:30～12:30	10月30日(水)	東京
求職者のための酸素療法の基本	① 9月 2日(月) 13:30～16:30	7月29日(月)	東京
	② 2月13日(水) 13:30～16:30	1月 6日(月)	立川
求職者のための糖尿病治療薬の基本	① 6月 5日(水) 13:30～16:30	5月 7日(火)	東京
	② 12月11日(水) 13:30～16:30	11月12日(火)	立川

### 復職支援研修

実施施設・日程はコチラ→



- 病院体験コース(1日随時/3日間・5日間)
- 施設体験コース(1日随時/3日間)
- 学校に戻って体験コース(各都立看護専門学校で実施)

### プラチナナースセミナー

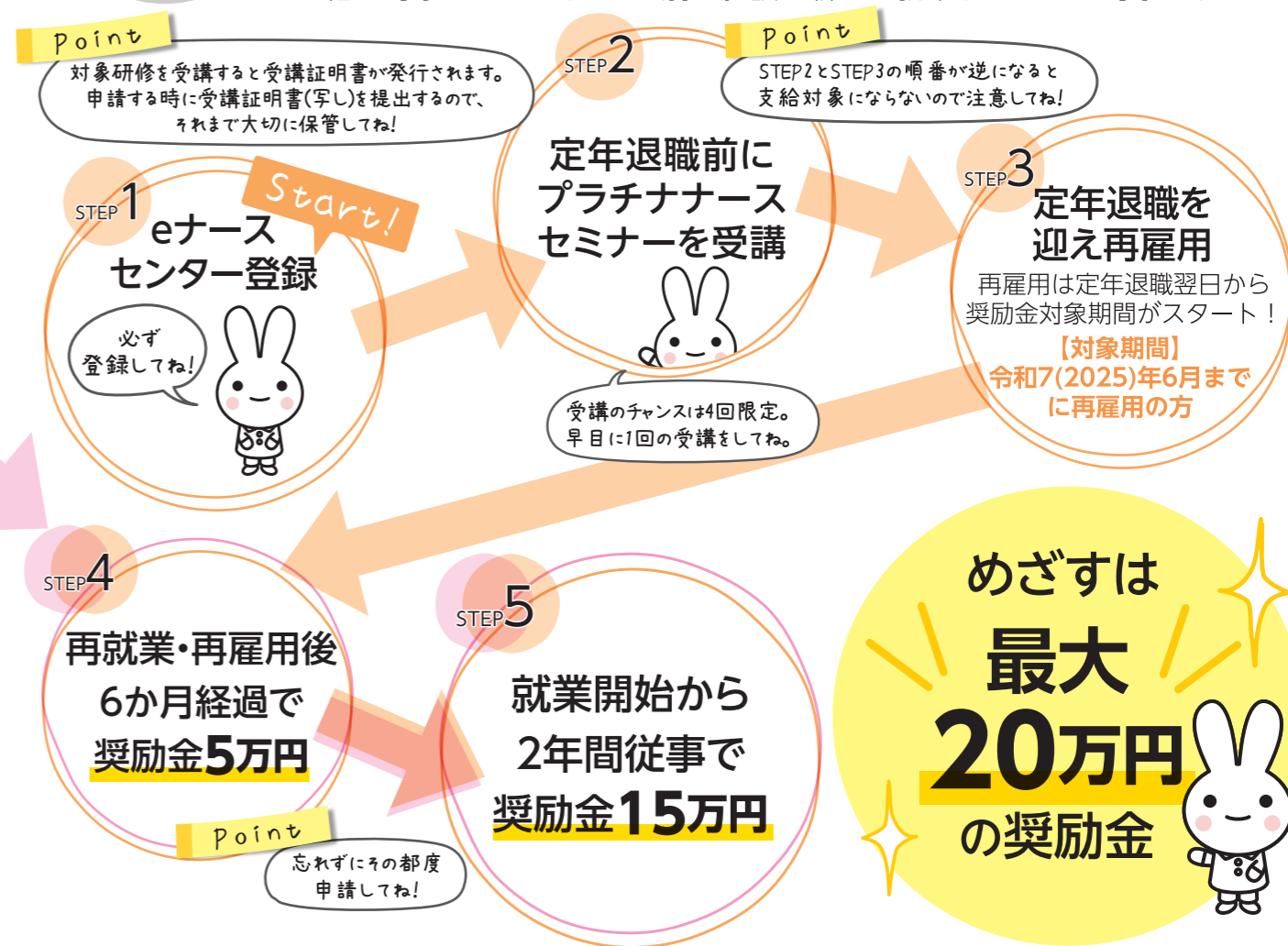
おおむね50歳以上の方が対象のセミナーです。詳細は右記を参照ください。

詳しくは5月中旬にホームページを確認してね



# 就業中で定年が近い方

定年退職後、同施設に再雇用されることも再就業とみなし、「就業・定着奨励金」支給の対象になります。また別の施設に新たに就業することも対象です。



## ●対象研修

### プラチナナースセミナー

プラチナナースセミナーの詳細はコチラ→



おおむね50歳以上の方が対象のセミナーです。

#### メインテーマ 「充実した第二の人生をデザインする」

point

プラチナナースセミナーは定年前に在職のまま受講できる唯一の研修です!

- 日程 第1回 5月25日(土) 第2回 8月7日(水)
- 第3回 11月30日(土) 第4回 R7.1月28日(火)

※各回で講師、内容が異なります。

- 時間 13:30～16:00
- 会場 東京都ナースプラザ WEBでも受講できます
- 定員 180名(会場内受講 先着100名まで)
- 対象 おおむね50歳以上の看護職(下記①または②の方)
  - ① 東京都内の病院・施設に就業中の方
  - ② 東京都内に看護職として就業を希望する離職中の方

申込方法はホームページをご確認ください



## 就業・定着奨励金の支給要件



- 1 対象研修を受講後の再就業・再雇用である
- 2 都内の病院・クリニック・訪問看護ステーション※などに勤務している
- 3 看護職で再就業・再雇用している
- 4 1施設で1週間の所定労働時間20時間以上就労している
- 5 再就業・再雇用後、6か月又は2年を経過している

※都内にある、医療法その他の法令等に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設。  
詳しくは就業・定着奨励金専用ページの「その他法令等に該当する施設一覧」をご覧ください。

## 支給申請方法

### 申請書類

- ①就業・定着奨励金支給申請書
- ②就労証明書 ※就労証明書は雇用先事業所に提出し、証明を受けてください。
- ③対象研修「受講証明書」の写し

### 申請時期

就業を開始した日から起算して継続して6か月又は2年が経過した日(申請可能日)からその都度申請をしてください。  
また、申請期間は、申請可能日より各々6か月以内(消印有効)となります。

### 申請方法 及び 郵送先

申請書類を郵送してください。  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿4-2-19 東京都ナースプラザ 就業・定着奨励金担当 宛

### 申請後の 流れ

郵送→申請書類受理→奨励金交付(不交付)決定通知の連絡→指定口座へ振込

就業・定着奨励金  
専用ページ



必要書類を  
ダウンロード

## よくある質問

- Q 対象研修の受講期限を教えてください。
- A 対象研修は令和7年3月までに受講してください。また、令和7年6月までの再就業・再雇用が対象となります。
- Q 定年退職で再就職(再雇用)になります。対象研修の受講のタイミングを教えてください。
- A 在職中(定年退職日前)にプラチナナースセミナーを受講してください。  
順番が逆になると支給対象にはなりません。(支給要件①)
- Q 年度更新(派遣の契約更新も同様)は、更新日以降に新しい職場へ再就業した扱いとなりますか。
- A 『継続』が前提とされている年度更新(契約更新)の場合、就業が継続しているため申請は認められません。  
ただし、応募して選考の結果採用された場合は、新しい職場に再就業したと考えられますので、  
新たな雇用となる前に研修を受講し、6か月経過後に申請をしてください。
- Q 再就業後、転職をしました。就業の継続期間などに影響はありますか？
- A 退職の翌日から起算して1か月以内に転職した場合は、離職期間も含めて一つの就業期間とします。

東京都ナースプラザ 就業・定着奨励金係 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19

専用ダイヤル

03-6304-2611

詳細は「東京都ナースプラザ  
ホームページ」をご覧ください。

メールアドレス

shoreikin@np-tokyo.jp

<https://www.np-tokyo.jp/>